

令和 7 年度 第 1 回
市川市国民健康保険運営協議会会議録

令和 7 年 7 月 1 0 日 (木)
午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 0 分
第 1 庁舎 5 階 第 2 委員会室

出席委員 (五十音順)

青木薫子委員	新井るり子委員	岡本宜幸委員	栗林隆委員	佐々木森雄委員
高木資郎委員	高橋佳子委員	戸田悦子委員	長田里美委員	西村敦委員
廣田徳子委員	松丸陽輔委員	山本哲朗委員	吉田英介委員	

以上 1 4 名

○事務局

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。はじめに3点ご報告がございます。1点目、本日は半数以上の委員にご出席をいただいておりますので「市川市国民健康保険運営協議会規則」第5条第2項により会議は成立しております。2点目、本協議会は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開とされており、本日、非公開とする議題はございませんので、すべて公開となります。3点目、本日の会議の傍聴者はおりません。以上でございます。それではこれより議事の進行を栗林会長にお願いしたいと思います。栗林会長、よろしくお願いします。

○栗林会長

それでは、議事を進めてまいります。はじめに「国民健康保険税条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

○生澤課長

議題1「軽減判定所得の引上げについて」ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。はじめに報告事項ですが、低所得者の国民健康保険税の均等割額と平等割額を5割又は2割軽減する基準所得額を本年4月1日から引き上げたことについて報告するものです。次に「軽減制度の概要」ですが、国民健康保険では所得の有無に関わらず保険税が賦課されるため低所得者にとっては負担が重くなっています。そこで、低所得者の保険税負担を抑えるため、均等割額及び平等割額を所得額に応じて7割、5割、2割減額しています。「判定所得引上げの理由」ですが、地方税法施行令が改正されたことから本市も同様の改正を行ったものです。

資料2ページをご覧ください。「改正の内容」ですが、5割軽減が29万5千円から30万5千円と1万円の引上げ、2割軽減が54万5千円から56万円へと1万5千円の引上げとなっています。

資料3ページをご覧ください。「判定所得引上げによる影響」ですが、令和6年度の課税状況を用いた試算では、2割軽減から新たに5割軽減の対象となる世帯が158世帯の増、これにより今までの2割軽減世帯は158世帯の減となるところですが軽減のなかった一般世帯から新たに2割軽減の対象となる世帯が170世帯増えるため、2割軽減世帯は12世帯の増の表記となっています。また、軽減額全体では、494万円の増となっており、軽減された保険税は、国が1/2、県と市がそれぞれ1/4を負担することで保険税が減少しない仕組みとなっています。説明は以上です。

○栗林会長

ありがとうございました。判定基準が所得となっていますが、収入と所得の違いを説明してください。

○事務局

大まかに申し上げますと、給与所得者では収入は総支給額となります。一方所得は、給与所得控除や社会保険料控除など各種控除を差し引いた課税対象となる金額となります。国民健康保険税では所得額43万円以下の場合、7割軽減に該当します。所得額が世帯の被保険者数に29万5000円（令和7年度は30万5000円）を乗じた金額に43万円を加えた金額以下であれば5割に該当、世帯の被保険者数に54万5000円（令和7年度は56万円）を乗じた金額に43万円を加えた金額以下であれば2割軽減に該当します。例えば2人世帯の令和7年度の2割軽減世帯の対象は、56万円掛ける2人に43万円を加えた金額の155万円以下ということになります。

○栗林会長

ありがとうございます。ご意見・ご質問ある方いらっしゃいますか。

○廣田委員

所得の低い方にとっては、軽減判定の所得が引き上げは大変ありがたいと思いますが、市民の方に

どのように周知していくのか、対象者がきちんと軽減を受けるにはどのようにしたらいいのか、教えてください。

○生澤課長

所得の低い世帯に対する軽減は申請の必要がなく、税額計算において自動的に適用・反映しています。納税通知書の課税明細の中に軽減額の欄があり、こちらで確認いただける仕組みとなっています。このため、市民に向けてチラシ等で周知することはしておりません。

○栗林会長

軽減対象の方が確実に軽減されるということは理解しましたが、ご質問の趣旨はそれをどのように周知するのかということだと思います。見てもらえば書いてありますということですが、これは市民にとって非常にベネフィット（利益・恩恵）のあることですから、市の広報紙等で広く周知した方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

広報紙は市から発信する情報のボリュームが多いということで、従来から続いている制度の記事などは、紙面の都合上、掲載することが困難となっているため、市公式Webサイトに情報を掲載し、改正内容等について順次更新しています。

○栗林会長

了解しました。他にご意見等ございませんか。それでは次の議事に移ります。「令和6年度 事業報告」について、事務局より説明をお願いします。

○生澤課長

議題2「令和6年度 事業報告」についてご説明します。

資料4ページをご覧ください。はじめに、昨年度の国民健康保険運営協議会の開催実績ですが、例年同様7月と2月に開催し、課税限度額の引き上げなどについて、ご審議いただきました。

5ページをご覧ください。次に、被保険者の推移ですが、社会保険の適用拡大に加えて高齢者の就業率向上や「団塊世代」の後期高齢者医療制度への移行などにより、ここ数年は大幅な減少となっています。令和6年度の平均被保険者数は、8万人を下回る状況となっており、今後も毎年、数千人規模での減少が見込まれています。

6ページをご覧ください。令和6年度「国民健康保険特別会計」の決算のご説明前に国民健康保険のお金の流れ・仕組みなどについてご説明します。資料中の○数字をご覧ください。①被保険者は市町村に保険税を納付します。②市町村は集めた保険税などを財源として都道府県に国民健康保険事業費納付金を納めます。③被保険者が病気やケガで医療機関を受診した場合、④市町村は受診者が窓口で支払う自己負担分を除く医療費を医療機関に支払います。これを「保険給付」と言います。⑤都道府県は市町村が支払った医療費を市町村に交付金として補てんします。このようなお金の流れ・仕組みは、被保険者数の少ない小規模な市町村の国保の財政運営を安定させ、国民健康保険を持続可能な制度とすることを目的としたものとなっています。「②国民健康保険事業費納付金の支払」の吹き出し、ポイントをご覧ください。市町村は保険税などを財源に納付金を支払いますが、財源が不足する場合には、市町村の持ち出しによって「赤字補てん」をしています。千葉県では、現在、この「赤字補てん」を令和12年度までに解消することが求められています。なお、市川市は現在、この赤字補てんが毎年20億円を超える状態にあるため一般会計に多額の負担をかけており、一刻も早い財政状況の改善が求められています。

7ページをご覧ください。保険税の状況ですが、市川市の保険税は近隣市との比較で、最も低額・低水準となっています。最も保険税が高い「千葉市」とは、年金生活・単身世帯のケース1で12,600円、年金生活・2人世帯のケース2で17,200円、夫婦と子ども1人世帯のケース3で59,200円の差

が生じています。令和 6 年度は各市とも保険税の見直しを行っており、千葉市と柏市は令和 7 年度も継続して見直しを行なっています。市川市は、令和 12 年度までに 20 億円を超える赤字を解消するために継続して保険税を見直す必要に迫られています。

8 ページをご覧ください。市川市の現在の姿と令和 12 年度までに達成すべき姿です。市川市は保険税水準が低いことから、毎年多額の赤字が発生しています。赤字の原因は国民健康保険事業費納付金の財源不足であり、県内 54 市町村中、13 市町が本市と同様の状況にあります。一方、40 市町村は、適正な保険税水準に達しており、赤字のない状況となっています。市川市も令和 12 年度までに、多くの市町村と同様の赤字のない状態にしなければならない状況となっています。

9 ページをご覧ください。令和 6 年度の決算についてご説明します。黄色の部分にご注目ください。はじめに、歳出決算の特徴ですが、医療費である「保険給付費」は被保険者数の減少に伴い、約 5 億円の減となっています。なお、1 人あたりの保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い年々増加しています。次に、「国民健康保険事業費納付金」ですが、激変緩和措置の終了に伴い、被保険者数が減少しているにも関わらず、約 6 億円の増となっています。ここで、激変緩和措置について、ご説明します。

10 ページをご覧ください。国民健康保険では、保険税水準の低い市町村に対し納付金の軽減措置が講じられていました。市川市は、平成 30 年度から令和 5 年度まで、本来の納付金額から毎年 5 億円から 10 億円が軽減されてきました。令和 5 年度の本来の納付金額は 132 億 3 千万円のため、令和 6 年度の納付金額 129 億 9 千万円と比べると 2 億 4 千万円の減となりますが、令和 5 年度の軽減後の実納付額 123 億 9 千万円と比べると 6 億円の増となるものです。国は、激変緩和期間中に赤字が生じることのない水準まで保険税を引上げを求めていましたが、市川市では、新型コロナによる経済不況など厳しい社会経済状況にあったことから、被保険者の負担増となる保険税の引上げを見送り、保険税収納率の向上などに取り組み、赤字の削減・抑制に努めてきたものです。

11 ページをご覧ください。歳入決算の特徴ですが、「保険税」は、9 年ぶりの保険税見直しなどにより約 6 億円の増となっています。また、保険給付費・医療費に対する県からの交付金である「県支出金」は保険給付費の減に連動して約 5 億円の減となっています。赤字繰入と基金繰入を足した赤字補てんの「実質赤字額」は前年度から約 1 億 5 千万円の減となったものの、20 億円を超える赤字となっています。

12 ページをご覧ください。国民健康保険の赤字の推移と今後の見通しですが、市川市は平成 30 年度の制度改革以前から長年に渡って赤字状態にありましたが、平成 30 年度以降、赤字が年々拡大、令和 4 年度は新型コロナに関連して一時的に赤字が減少したもののその反動で、令和 5 年度に赤字が急拡大しました。加えて、令和 5 年度に納付金の軽減措置が終了したため、令和 6 年度以降も、毎年 20 億円を超える赤字となっており赤字解消のためには、保険税の見直し・引上げが避けて通れない状況となっています。

13 ページをご覧ください。令和 6 年度に実施した保険税の見直しについてご説明します。はじめに、保険税見直しの背景ですが、本市は国保制度改革当初から 20 億円程度の財源不足の状態にありました。納付金の激変緩和により、令和 5 年度までは赤字が抑制されていましたが激変緩和の終了に伴って、令和 6 年度以降の赤字拡大が見込まれたことから保険税を見直す必要に迫られたものです。なお、令和 5 年度の財源不足額は 30 億円を超えており、保険税の見直しがなかった場合、令和 6 年度以降の赤字は 30 億円に達する見込みとなっていました。

14 ページをご覧ください。保険税見直しの計画と結果ですが、見直しにあたっては県から示される標準保険税率を踏まえ、現行の保険税率と乖離が大きい項目を中心としつつ低所得世帯へ配慮するため、所得割に重点を置いた見直しとしました。赤字の拡大防止を念頭に、保険税全体で 7 億円の増を目標とした結果、被保険者全体の所得額の向上や課税限度額の引き上げなども相まって約 7 億 5 千万円の増となりました。

15 ページをご覧ください。保険税の収納状況についてご説明します。はじめに収納率ですが、現年課税分・滞納繰越分とも収納率は年々向上しています。保険税が払える資力がありながら納付しない世帯に対しては厳しい姿勢で臨む一方、生活困窮世帯には状況に応じた適切な対応を行うことにより、

令和 6 年度は直近 5 年間で、最高の収納率となっています。

16 ページをご覧ください。収入未済額の推移ですが、保険税の徴収強化などにより、収入未済額は年々減少しています。直近では、対前年比で令和 5 年度が 4 億 5 千万円、6 年度が 3 億 1 千万円の減と大きく減少しており、可能な限り早期の滞納解消に努めていきたいと考えています。

17 ページをご覧ください。最後に国民健康保険に関する市の体制についてご説明します。令和 7 年 4 月から、国民年金課が国民健康保険課に統合され、新たに国保年金課として国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金を所管することとなりました。あわせて、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の徴収事務が納税・債権管理課へ移管され、市税と保険税・保険料の徴収一元化が実施されることとなりました。これにより、市税と保険税・保険料を重複滞納している方に対する相談窓口が一本化され、効率的な相談体制が整備されました。なお、特定健診・特定保健指導などは、引き続き、保健センター・健康支援課が担当することとなっています。説明は以上です。

○栗林会長

ありがとうございました。委員の皆様には、市川市の国民健康保険の運営が大変厳しいということ、再度ご理解いただければと思います。分かりやすい表がたくさんありましたので見やすいかと思いますが、一番のポイントは 8 ページです。市川市の現在の姿はこちらに書いてあるように、国民健康保険事業費納付金の本来の財源である黄色部分の保険税が少ない、そしてこれが少ないということは、財政規模が類似している団体と比べて非常に市民に優しい課税をしてきた、市川市としてそういう取り組みをしてきたということになります。そして、青色部分の一般会計からの法定繰入。こちらでも国民健康保険事業費納付金の本来の財源と考えて差し支えありません。ところが市川市においては、赤色部分の赤字。保険税と法定繰入で賄えないのでやむを得ず、法定外繰入と言いますが、本来であれば国保の運営に使うべきでないお金を一般会計から投入しています。そして、この赤色部分が概ね 20 億円という巨額になっていて、今後何もしないと、これが解消されないという状況です。千葉県では、令和 12 年度までに国民健康保険税と国保に使うべき一般会計の法定繰入で支出を賄うようにすることが求められています。今後の見通しは、紆余曲折厳しいのではないかと思います。令和 6 年度決算に関しては、このような報告となっています。8 ページの図をご理解いただいたうえで、もう 1 つ非常に大きなトピックスが 10 ページの国民健康保険事業費納付金の軽減措置の終了です。これは市川市にとって大変大きな痛手となっています。以上、分かりづらいところも多々あると思いますが、いずれにしても、市川市の国保運営、特別会計が赤字傾向、巨額の赤字状態というような報告となっています。それではご質問や改善策、こんなことやったらどうかなどの意見のある方は発言をお願いします。

○高木委員

市川市の収納率が 92%以上ということで、これは一生懸命やっていたいなと感じました。しかしながら先日の報道で、外国人の国保加入者の収納率が 60%程度というようなお話が出てまして、これに関しましていくつか教えていただきたいと思います。それで、この場で教えていただけるのであればこの場で教えていただいて、分からなければ次回、あるいは答えられないのであれば、答えられない理由を教えてください。最初に市川市の外国人加入者の加入者数、これが何人くらいいるのか。

○事務局

令和 6 年 3 月 31 日時点ですが、市内世帯数が約 25 万 9000 世帯、うち国保加入世帯数が約 5 万 8000 世帯、うち外国人世帯が約 5000 世帯です。被保険者数は、市内人口が約 49 万 5000 人、うち国保加入者が約 8 万 1000 人、うち外国人加入者が約 6700 人で、加入者に占める外国人の割合は 8.2%となっています。なお、外国籍の市民の国保加入率は 33.15%で、外国人の 3 人に 1 人は国保に加入している状況です。なお、収納率については、外国人枠として別に設定をしていませんので、外国人の収納率のデータはありません。

○高木委員

ということは、外国人にどれだけの給付があったかというのも把握してないという、入りは確認してなくて、出は確認していることでしょうか。

○事務局

外国人に対する給付を把握していないためデータはありません。

○高木委員

荒川区は非常に外国人が多い地域ですが、出産育児一時金などは既に総額の4割近くが外国人ということです。日本人の保険税を使って外国人の出産費用を払ってあげてるような、そんな感覚をちょっと持ってしまうので、保険給付についても把握しておいた方がいいと思います。個人的に、外国人を国保に加入させるのは反対で、別の制度を用意した方がいいと思います。実際、外国人加入者の影響で保険税が上がるとか、繰入金が増えるとか、そういうような状況にならないように、できる限り保険給付費などについて、毎年きちんと把握しておいた方がいいと思います。意見です。

○廣田委員

国が令和8年度から子育て支援の財源を保険税に上乗せするという話がありますが、具体的な数字などは連絡が来ているのでしょうか。

○事務局

「子ども・子育て支援金」については、こども家庭庁の試算で国民健康保険においては、令和8年度は加入者1人当たり月額250円、1世帯あたりでは350円の負担と示されています。今後具体的に市川市に求められる「子ども・子育て支援金」の年額や保険税率が県から示されますので、それを踏まえて12月下旬に予定している次の運営協議会でご審議いただく予定としています。

○廣田委員

令和6年度の保険税引上げの際に、今後、保険税を2年に1度値上げしていくという予定を伺っていましたが、それについてはどんなお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○事務局

令和6年度の税率改正に際し、今後の見通しを踏まえた場合に2年に1度ぐらいの改正が必要というお話をさせていただきましたが、令和8年度は「子ども・子育て支援金」により保険税が上がってしまうことから、現時点では、それ以外の引き上げを予定していません。但し、先ほどからの説明の通り、令和12年度までには20億円を超える赤字を解消しなければなりませんので、令和9年度から12年度までの間に複数回の税率改正を行い、一定程度の負担を被保険者に求めていきたいと考えています。

○新井委員

感想ですが、今まで収納率や未収財源がどのくらいあるかなどが分かりづかったのですが、15ページと16ページに明確に表してあるのですごく分かりやすくなりました。滞納繰越分の収納率が31.27%とかなり上がっていて、皆さんのご苦勞がわかりますが、引き続き頑張ってくださいと思います。

○戸田委員

8ページですが、県内40市町村が赤字解消を達成済みということで、どのようにして達成したのか市川市も他の市町村と連携して、やり方とか良いところを学ぶべきじゃないかと思いました。どのようにして赤字財政をなくすように運営していらっしゃるかを知るためにも、市町村がみんなで連携す

るってということが大事だなと思いました。あと滞納者、赤字解消を達成した市町村は、滞納者にどのように対応しているのかなど、そういうこともお互い情報交換するといいいかなと思います。

○栗林会長

委員の皆様、ご発言ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございませんか。特にご意見がなければ、これをもちまして、「令和7年度 第1回 市川市国民健康保険運営協議会」を終了します。

2025年 8 月 18日

市川市国民健康保険運営協議会

会長

栗 林 隆